

不適切な服務管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
<p>教育庁 教育振興室</p>	<p>大腸検診の受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="430 548 1466 831"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>大腸検診</td> <td>令和5年3月7日</td> <td>午後2時00分から午後5時00分まで</td> <td>午前9時30分から午後6時00分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	大腸検診	令和5年3月7日	午後2時00分から午後5時00分まで	午前9時30分から午後6時00分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合においては、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、服務】(総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1507 1486 2326 1770"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア.希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> </div>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア.希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)	<p>誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>検出事項の原因は、申請者が職員健康管理事業における服務の取扱いについての正確な認識を欠いていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。</p> <p>再発防止に向けて、当該職員及びグループ長に注意喚起を行うとともに、室内全職員に対して職務専念義務免除を取得する際の注意点を周知した。</p>
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																	
A	大腸検診	令和5年3月7日	午後2時00分から午後5時00分まで	午前9時30分から午後6時00分まで(全日)																	
根拠	条文	具体例	備考																		
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア.希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、大腸検診 (以下略)	(略)																		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年6月7日から同年7月11日まで)

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																
<p>教育庁 教育振興室</p>	<p>出勤簿を確認したところ、出退勤なし及び遅参ありとなっているものが3件あった。本件については、本来年休取得により処理することとしていたが、当該手続が行われずに放置されていた。</p> <table border="1" data-bbox="451 569 1448 852"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>日付</th> <th>出勤簿表示</th> <th>原因</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和5年3月22日</td> <td>出退勤なし</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td>B</td> <td>令和5年3月29日</td> <td>遅参</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> <tr> <td>C</td> <td>令和5年3月29日</td> <td>遅参</td> <td>年休入力漏れ</td> </tr> </tbody> </table>	職員	日付	出勤簿表示	原因	A	令和5年3月22日	出退勤なし	年休入力漏れ	B	令和5年3月29日	遅参	年休入力漏れ	C	令和5年3月29日	遅参	年休入力漏れ	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項の3件については、年次休暇の取得により、出勤簿の修正を行った。</p> <p>検出事項の原因は、当該職員と直接監督責任者の確認不足であった。</p> <p>再発防止に向けて、当該職員とグループ長に注意喚起を行った。</p> <p>また、毎月、出勤簿の整理を各課グループ長に依頼することに加え、3か月に1回、出勤簿のエラーについて給与担当者が確認し、エラーがあった場合は各課グループ長に修正依頼を行うこととした。</p>
職員	日付	出勤簿表示	原因																
A	令和5年3月22日	出退勤なし	年休入力漏れ																
B	令和5年3月29日	遅参	年休入力漏れ																
C	令和5年3月29日	遅参	年休入力漏れ																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年6月7日から同年7月11日まで）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況										
阿武野高等学校	<p>下記の備品について、備品出納簿に記載されていなかった。</p> <table border="1" data-bbox="492 474 1418 737"> <thead> <tr> <th data-bbox="492 474 685 575">品種</th> <th data-bbox="685 474 899 575">品目 商品名</th> <th data-bbox="899 474 1166 575">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1166 474 1258 575">数量</th> <th data-bbox="1258 474 1418 575">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="492 575 685 737">繊維類</td> <td data-bbox="685 575 899 737">繊維類 ミスタークイックテントT A-3 4</td> <td data-bbox="899 575 1166 737">令和5年3月10日</td> <td data-bbox="1166 575 1258 737">2</td> <td data-bbox="1258 575 1418 737">208,714円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	繊維類	繊維類 ミスタークイックテントT A-3 4	令和5年3月10日	2	208,714円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>	<p>当該備品について、速やかに備品出納簿への記載を行った。 検出事項の原因は、これまで同等品が消耗品であったことから、当該備品についても消耗品であると誤認していたことにある。 再発防止に向けて、関係職員に対し、備品の適正管理について周知を行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
繊維類	繊維類 ミスタークイックテントT A-3 4	令和5年3月10日	2	208,714円									

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年5月26日)

時間外等勤務実績の登録・確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況						
みどり清朋高等学校	<p>職員が時間外勤務命令を受け時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績の入力を行い、直接監督責任者は総務事務システムにより、職員の時間外勤務実績の入力漏れがないか確認しなければならないが、ともに当該行為を怠ったため、時間外勤務手当が支給されていないものが2件あった。</p> <table border="1" data-bbox="543 583 1210 768"> <thead> <tr> <th data-bbox="543 583 679 682">職員</th> <th data-bbox="679 583 964 682">事実発生時期</th> <th data-bbox="964 583 1210 682">件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="543 682 679 768">A</td> <td data-bbox="679 682 964 768">令和4年10月</td> <td data-bbox="964 682 1210 768">2件</td> </tr> </tbody> </table>	職員	事実発生時期	件数	A	令和4年10月	2件	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知徹底し、直接監督責任者による確認を徹底することなどを通じ、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>勤務実態を確認し、時間外勤務実績登録を行った上、学校総務サービス課に依頼し、追給を行った。</p> <p>再発防止に向けて、職員に対し、時間外勤務を行った場合には、速やかに時間外勤務の実績を入力するよう周知を行った。</p> <p>今後は、職員が時間外勤務実績の登録を速やかに行うとともに、直接監督責任者が確認を徹底し、適切なサービス管理を行う。</p>
職員	事実発生時期	件数							
A	令和4年10月	2件							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年5月22日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況										
みどり清朋高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="516 512 1448 674"> <thead> <tr> <th data-bbox="516 512 706 590">品種</th> <th data-bbox="706 512 923 590">品目 商品名</th> <th data-bbox="923 512 1190 590">当初受入年月日</th> <th data-bbox="1190 512 1279 590">数量</th> <th data-bbox="1279 512 1448 590">金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="516 590 706 674">機械器具類</td> <td data-bbox="706 590 923 674">計器測量器具 測定器</td> <td data-bbox="923 590 1190 674">昭和6年2月17日</td> <td data-bbox="1190 590 1279 674">1</td> <td data-bbox="1279 590 1448 674">148,000円</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	計器測量器具 測定器	昭和6年2月17日	1	148,000円	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>	<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。 このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 再発防止に向けて、関係職員に対し、備品廃棄時の留意点及び手続について周知を行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額									
機械器具類	計器測量器具 測定器	昭和6年2月17日	1	148,000円									

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年5月22日)

公有財産管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況										
<p>泉大津高等学校</p>	<p>行政財産の使用許可状況の確認について、チェックリスト(※1)による使用状況の調査が実施されず、財産活用課長への報告(※2)も行っていないかった。</p> <p>(※1) 様式1：使用許可及び貸付に関するチェックリスト (※2) 様式2：使用許可及び貸付状況に関する実地調査報告書</p> <p>施設名：泉大津高等学校</p> <table border="1" data-bbox="557 659 1460 842"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>許可数量</th> <th>許可目的</th> <th>使用料</th> <th>許可期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物</td> <td>パソコン一式</td> <td>同窓会連絡用</td> <td>0円</td> <td>令和4年4月1日から令和5年3月31日まで</td> </tr> </tbody> </table>	種別	許可数量	許可目的	使用料	許可期間	建物	パソコン一式	同窓会連絡用	0円	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【公有財産事務の手引】 第1章 総則 第2節 公有財産事務の概要 第2 公有財産の管理体制 3 部局長等（財産管理者）の職務 (4) 公有財産に係る報告及び確認に関すること。 ④ 使用・貸付状況の確認 行政財産の使用許可・貸付け及び普通財産の貸付けについては、事務の統一と適正を図るため、毎年1回、使用状況を実地調査チェックリストにより、実地に調査、確認しなければならない。</p> </div> <p>【使用許可及び貸付状況に関する実地調査について（通知）（平成30年3月13日 財産活用課長）】 1 毎年7月1日（以下「基準日」という。）現在で使用許可又は貸付けを行なっているものについて、別添チェックリスト（様式1）により使用の状況を調査すること。なお、基準日は、同一年度内の別の日に変更することができる。 2 調査は、原則として基準日の前後一月以内に行なうこと。 3 調査を実施した場合は、別添報告書（様式2）により、基準日から二月以内に財産活用課長まで報告すること。</p>	<p>当該使用許可状況の確認について、チェックリスト様式1による調査を実施するとともに実地調査報告書様式2を作成し、財産活用課長へ報告を行った。</p> <p>検出事項の原因は、担当者が調査・提出を失念していたためである。</p> <p>再発防止に向けて、事務職員間で情報共有を密に行い、公有財産事務の手続について確認を行うことにより、チェック体制を強化した。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>
種別	許可数量	許可目的	使用料	許可期間									
建物	パソコン一式	同窓会連絡用	0円	令和4年4月1日から令和5年3月31日まで									

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年5月23日）

業者負担光熱水費の徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況								
<p>門真なみはや高等学校</p>	<p>体育館競技場空調設備工事について、工事業者が使用したガス料金について負担を求めていたが、当該ガス料金の徴収に当たり、学校の「一般」の使用量及び料金に基づき算出すべきところ、「一般」に「小型空調」を加えた使用量及び料金に基づき算出したため、業者からの負担金を過大に徴収していた。</p> <p>(正) (一般の料金 / 一般の使用量) × 工事業者のガス使用量</p> <p>(誤) ((一般の料金 + 小型空調の料金) / (一般の使用量 + 小型空調の使用量)) × 工事業者のガス使用量</p> <table border="1" data-bbox="507 772 1359 1003"> <thead> <tr> <th>工事期間</th> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年10月19日から 令和5年2月10日まで</td> <td>8,008円</td> <td>7,969円</td> <td>39円</td> </tr> </tbody> </table>	工事期間	誤 (既収納額)	正	超過額	令和4年10月19日から 令和5年2月10日まで	8,008円	7,969円	39円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>過大に徴収した負担金については、戻出処理を行い工業者に返金した。</p> <p>検出事項の原因は、担当者及び決裁者の確認不足にある。</p> <p>再発防止に向けて、事務職員に対して業者負担光熱水費の算出について、算定根拠の確認を確実にを行うよう周知を行った。</p> <p>今後は、適正な事務処理を行う。</p>
工事期間	誤 (既収納額)	正	超過額								
令和4年10月19日から 令和5年2月10日まで	8,008円	7,969円	39円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年5月25日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況																	
<p>門真なみはや高等学校</p>	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="507 489 1448 766"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>品目 商品名</th> <th>当初受入年月日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>OA器具類</td> <td rowspan="2">平成22年3月25日</td> <td rowspan="2">6</td> <td rowspan="2">556,620円</td> </tr> <tr> <td>ノートパソコン</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>OA器具類</td> <td rowspan="2">平成22年3月25日</td> <td rowspan="2">2</td> <td rowspan="2">33,600円</td> </tr> <tr> <td>スイッチングHUB</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	機械器具類	OA器具類	平成22年3月25日	6	556,620円	ノートパソコン	機械器具類	OA器具類	平成22年3月25日	2	33,600円	スイッチングHUB	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>	<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。 このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 再発防止に向けて、関係職員に対し、備品の適正管理について周知を行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																
機械器具類	OA器具類	平成22年3月25日	6	556,620円																
	ノートパソコン																			
機械器具類	OA器具類	平成22年3月25日	2	33,600円																
	スイッチングHUB																			

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年5月25日)

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況														
東住吉総合高等学校	<p>特別休暇（服喪休暇）について、条例及び規則で定める日数を超えて承認しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="528 510 1383 674"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>続柄</th> <th>休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>祖父 (休暇日数：3日以内)</td> <td>令和4年6月24日から 同月28日までの5日間</td> </tr> </tbody> </table>	職員	続柄	休暇承認日	A	祖父 (休暇日数：3日以内)	令和4年6月24日から 同月28日までの5日間	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5（第10条関係）</p> <table border="1" data-bbox="1495 1171 2237 1478"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母、配偶者、子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 3 日数の計算は、承認された期間の最初の日から起算する。</p>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日	<p>誤って承認した特別休暇（服喪休暇）については取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>検出事項の原因は、申請者が服喪休暇のサービスの取扱いについて誤った認識を持っていたことと、直接監督責任者の確認不足にある。</p> <p>再発防止に向けて、関係職員に対してサービスに係る申請を適正に行うよう周知を行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際はその要件の確認を確実にを行うことによりチェック体制を強化した。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	続柄	休暇承認日															
A	祖父 (休暇日数：3日以内)	令和4年6月24日から 同月28日までの5日間															
死亡した者	日数																
父母、配偶者、子	7日																
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日																
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日																

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年5月24日）

備品管理の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況																																			
東住吉総合高等学校	<p>備品出納簿に記載されている下記の備品について、実査したところ現物を確認することができなかった。</p> <table border="1" data-bbox="516 474 1466 1010"> <thead> <tr> <th>品種</th> <th>品目 商品名</th> <th>当初受入年月日</th> <th>数量</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">家具什器類</td> <td>冷暖房器具</td> <td rowspan="2">昭和48年4月20日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">476,000円</td> </tr> <tr> <td>ルームクーラー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>機械類</td> <td rowspan="2">昭和38年4月1日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">510,000円</td> </tr> <tr> <td>旋盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>事務器具類</td> <td rowspan="2">昭和41年3月31日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">300,000円</td> </tr> <tr> <td>電話交換機</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">機械器具類</td> <td>通信器具類</td> <td rowspan="2">昭和41年3月12日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">300,000円</td> </tr> <tr> <td>トランシーバー</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">図書類</td> <td>図書類</td> <td rowspan="2">昭和58年4月14日</td> <td rowspan="2">1</td> <td rowspan="2">130,000円</td> </tr> <tr> <td>図書</td> </tr> </tbody> </table>	品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額	家具什器類	冷暖房器具	昭和48年4月20日	1	476,000円	ルームクーラー	機械器具類	機械類	昭和38年4月1日	1	510,000円	旋盤	機械器具類	事務器具類	昭和41年3月31日	1	300,000円	電話交換機	機械器具類	通信器具類	昭和41年3月12日	1	300,000円	トランシーバー	図書類	図書類	昭和58年4月14日	1	130,000円	図書	<p>検出事項について、現物が確認できない原因を特定し、速やかに是正措置を講じるとともに、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (物品の出納の通知及び帳簿の記載) 第80条 物品管理者は、物品の受入れ又は払出しの必要があるときは、出納員に物品の分類を明らかにして出納の通知をしなければならない。 2 前項の通知を受けた出納員は、次に掲げる帳簿を備え、受入れ又は払出しの事実を記載しなければならない。 一 備品出納簿(様式第39号)</p> </div>	<p>現物を確認できなかった備品について、原因調査を行ったところ、不用決定を行わずに廃棄していたことが判明した。 このため、廃棄済である当該備品について、不用決定及び備品出納簿からの払出しを行った。 再発防止に向けて、関係職員に対し、備品廃棄時の留意点及び手続について周知を行った。 今後は、大阪府財務規則に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
品種	品目 商品名	当初受入年月日	数量	金額																																		
家具什器類	冷暖房器具	昭和48年4月20日	1	476,000円																																		
	ルームクーラー																																					
機械器具類	機械類	昭和38年4月1日	1	510,000円																																		
	旋盤																																					
機械器具類	事務器具類	昭和41年3月31日	1	300,000円																																		
	電話交換機																																					
機械器具類	通信器具類	昭和41年3月12日	1	300,000円																																		
	トランシーバー																																					
図書類	図書類	昭和58年4月14日	1	130,000円																																		
	図書																																					

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年5月24日)

有効期間を経過した計量器の使用

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況				
<p>東住吉総合高等学校</p>	<p>行政財産の使用許可を受けた食堂業者の営業に伴うガス料金について、特定計量器により使用量を計量し、使用者から負担金を徴収しているが、検定証印等の有効期間を経過した特定計量器を使用していた。</p> <table border="1" data-bbox="587 600 1258 764"> <thead> <tr> <th>計量器の種類</th> <th>有効期間の終期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ガスメーター 1台</td> <td>令和5年1月</td> </tr> </tbody> </table>	計量器の種類	有効期間の終期	ガスメーター 1台	令和5年1月	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【計量法】 (使用の制限) 第16条 次の各号の一に該当するもの(船舶の喫水により積載した貨物の質量の計量をする場合におけるその船舶及び政令で定める特定計量器を除く。)は、取引又は証明における法定計量単位による計量(第2条第1項第2号に掲げる物象の状態の量であって政令で定めるものの第6条の経済産業省令で定める計量単位による計量を含む。第18条、第19条第1項及び第151条第1項において同じ。)に使用し、又は使用に供するために所持してはならない。 三 第72条第2項の政令で定める特定計量器で同条第1項の検定証印又は第96条第1項の表示(以下「検定証印等」という。)が付されているものであって、検定証印等の有効期間を経過したもの</p> </div>	<p>当該ガスメーターを有効期限が2030年10月までのものと交換した。 検出事項の原因は、計量法について担当者及び他の職員が十分な認識を持っていなかったことにある。 再発防止に向けて、関係職員に対し、計量器の有効期間が過ぎることのないよう周知を行った。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
計量器の種類	有効期間の終期						
ガスメーター 1台	令和5年1月						

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年5月24日)

管内旅費の支給事務の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容												
西成高等学校	<p>管内出張をシステムに重複して入力し、そのまま承認された後、当該重複した出張の取消しを忘れたものがあった。</p> <p>また、旅費支出の際にチェックされず、そのまま決裁を行ったため、旅費が過誤払となっていた。</p> <table border="1" data-bbox="495 653 1614 827"> <thead> <tr> <th rowspan="2">職員</th> <th rowspan="2">出張日</th> <th colspan="2">システム入力日</th> <th rowspan="2">過誤払旅費額</th> </tr> <tr> <th>当初入力日</th> <th>重複入力日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>令和4年7月24日</td> <td>令和4年7月21日</td> <td>令和4年7月22日</td> <td>560円</td> </tr> </tbody> </table>	職員	出張日	システム入力日		過誤払旅費額	当初入力日	重複入力日	A	令和4年7月24日	令和4年7月21日	令和4年7月22日	560円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>過誤払となった旅費については、戻入を行い、返納済みである。</p> <p>検出事項の原因は、申請者及び直接監督責任者が重複入力を見落としていたことにある。</p> <p>再発防止に向けて、関係職員に対して、旅費に係る申請を適正に行うよう周知を行うとともに、管内旅費集計を行う際には、複数での確認を確実にすることによりチェック体制を強化した。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	出張日			システム入力日			過誤払旅費額								
		当初入力日	重複入力日												
A	令和4年7月24日	令和4年7月21日	令和4年7月22日	560円											

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年5月31日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況				
西成高等学校	<p>30日以上病気休暇を取得した職員の復業に当たっては、安全衛生管理者である所属長は総括安全衛生管理者である教育次長に対し、大阪府立学校職員安全衛生管理規程第31条に基づく病者の報告等を行わなければならないが、報告がなされていないものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="510 575 1317 793"> <thead> <tr> <th data-bbox="510 575 605 625">職員</th> <th data-bbox="605 575 1317 625">診断書における休業期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="510 625 605 793">A</td> <td data-bbox="605 625 1317 793">令和4年11月21日から同年12月26日まで（36日間）</td> </tr> </tbody> </table>	職員	診断書における休業期間	A	令和4年11月21日から同年12月26日まで（36日間）	<p>検出事項について、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【大阪府立学校職員安全衛生管理規程】 (病者の報告等) 第31条 安全衛生管理者は、次の各号のいずれかに該当する職員が、療養に専念しないために就業を禁止する必要があると認めるときは、病者報告書（様式第4号）に医師の診断書を添付し、総括安全衛生管理者に報告しなければならない。疾病等により30日以上休業又は休職していた職員が復業又は復職するときも、同様とする。</p>	<p>未提出となっていた病者報告については、監査受検後、総括安全衛生管理者あて提出した。</p> <p>検出事項の原因は、担当者の認識不足にある。</p> <p>再発防止に向けて、関係職員に対し、サービスに係る手続を適切に行うよう周知を行った。</p> <p>今後は、大阪府立学校職員安全衛生管理規程に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	診断書における休業期間						
A	令和4年11月21日から同年12月26日まで（36日間）						

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年5月31日）

履行確認の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容
<p>岬高等学校</p>	<p>女子トイレ及び美術室換気扇取替修繕について、履行を確認できる書類を徴取していなかった。</p> <p>契約名称：女子トイレ及び美術室換気扇取替修繕</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約期間：令和4年10月5日から同年11月30日まで 2 契約金額：38,500円 3 完了日：令和4年10月11日 4 検査日：令和4年10月11日 	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【大阪府財務規則】 (支出の命令)</p> <p>第40条 支出命令者は、支出負担行為に伴う支出をしようとするときは、法令その他の規定に違反していないか、予算の目的に違反していないか、配当を受けた金額を超過することがないか、年度、会計、科目、所属及び金額を誤っていないか、債権者のためにする支出で、かつ、必要な経費であるか、関係書類は完備しているか等を調査し、支出命令伺書（様式第30号）を作成の上決定し、第99条の規定により支出負担行為の確認に関する事務を委任された出納員に対して支出の命令をしなければならない。</p> <p>【大阪府財務規則の運用】</p> <p>第40条関係</p> <p>1 支出命令者は、支出負担行為に基づき支出の命令をしようとするときは、財務会計システム等（財務会計システム、物品調達システム及び人事給与福利厚生情報管理システムをいう。以下同じ。）を使用して作成した支出命令伺書に、請求書、支給に関する調書等の必要書類（物品の購入及び修理については、納品又は履行を確認できる書類を含む。）を添付し、これに決裁をしたのち規則第40条に規定する出納員に送付して支出の命令をするものとする。（以下略）</p> </div>	<p>検出事項の原因は、本事案は担当者が修理した事実が一目瞭然であると考えたため、実査で履行を確認して支出命令を行い、決裁者が承認したことによる。</p> <p>今回の指摘を受け、再発防止に向けて、事務室内で、履行の完了届等は必ず必要な書類である旨を確認し合うとともに、仕様書を作成する際は完了届の提出を義務付ける文言を加えることとした。</p> <p>今後は、大阪府財務規則等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年5月29日）

行政財産の使用許可に係る光熱水費等経費の徴収の不備

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容								
<p>岬高等学校</p>	<p>業者が負担する食堂の水道料金は、食堂で使用した使用量を学校全体の使用量で除した量に学校全体の水道料金を乗じて算出することになっているが、令和4年12月から令和5年1月分における業者負担額の徴収にあたり、学校全体の使用量を誤って算出したため、業者からの負担金を過大に徴収していた。</p> <table border="1" data-bbox="522 646 1448 873"> <thead> <tr> <th></th> <th>誤 (既収納額)</th> <th>正</th> <th>超過額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>業者が負担する水道料金</td> <td>9,930円</td> <td>8,378円</td> <td>1,552円</td> </tr> </tbody> </table>		誤 (既収納額)	正	超過額	業者が負担する水道料金	9,930円	8,378円	1,552円	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>過大に徴収した水道料金については、戻出処理を行い食堂業者に返金した。 検出事項の原因は、業者負担分の水道料金を算出するにあたり、計算シートに当月分の学校全体の水道料金及び使用量で上書きするところを、学校全体の水道料金は上書きしたが、使用量は前月の数値のままで計算してしまい、決裁関与者及び決裁者が数値の誤りに気付かず承認してしまったことにある。 再発防止に向けて、担当者が計算式に正しい請求額や使用量が上書きされているかを確認するのは勿論のこと、事務室全体で同様の確認を行うこととした。 今後は、適正な事務処理を行う。</p>
	誤 (既収納額)	正	超過額								
業者が負担する水道料金	9,930円	8,378円	1,552円								

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年5月29日）

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況																		
<p>四條畷高等学校</p>	<p>人間ドックの受診に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、必要と認める時間以外にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="483 583 1294 961"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック</td> <td>令和4年8月8日</td> <td>午前10時50分から午後5時30分まで</td> <td>午前9時00分から午後5時30分まで(全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック	令和4年8月8日	午前10時50分から午後5時30分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【学校職場における勤務条件等(制度解説)】(府立学校版) 第7章 サービス 7 職務専念義務の免除(職務に専念する義務の特例に関する条例に基づく) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1427 1423 2338 1696"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)	<p>誤って承認した職務専念義務の免除については取り消し、年次休暇として処理を行った。</p> <p>検出事項の原因は、申請者が職員健康管理事業におけるサービスの取扱いについて誤った認識を持っていたことと、直接監督責任者の確認不足にある。</p> <p>再発防止に向けて、関係職員に対し、サービスに係る申請を適正に行うよう周知するとともに、職員の職務専念義務免除の申請に対して直接監督責任者が承認を行う際は内容の確認を徹底することでチェック体制を強化した。</p> <p>今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																	
A	人間ドック	令和4年8月8日	午前10時50分から午後5時30分まで	午前9時00分から午後5時30分まで(全日)																	
根拠	条文	具体例	備考																		
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、乳がん・子宮がん検診、大腸検査等 (以下略)	(略)																		

監査(検査)実施年月日(委員:令和一年一月一日、事務局:令和5年5月30日)

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の状況																
<p>四條畷高等学校</p>	<p>特別休暇（服喪休暇）について、遠隔の地に赴く必要がある場合には実際に要した往復日数を加算することができるが、往復に要する日数を加算すべき事情がないにもかかわらず、加算して申請・承認し、条例及び規則で定める日数を超えて承認しているものがあった。</p> <table border="1" data-bbox="492 625 1308 821"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>続柄</th> <th>葬儀の場所</th> <th>休暇承認日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>配偶者の父 (休暇日数： 3日以内)</td> <td>千葉県 市川市</td> <td>令和4年8月29日 から同年9月2日 までの5日間</td> </tr> </tbody> </table>	職員	続柄	葬儀の場所	休暇承認日	A	配偶者の父 (休暇日数： 3日以内)	千葉県 市川市	令和4年8月29日 から同年9月2日 までの5日間	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例】 (特別休暇) 第15条 任命権者は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める期間の特別休暇を与えることができる。 六 前各号に掲げるもののほか、人事委員会規則で定める場合 人事委員会規則で定める期間</p> <p>【職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則】 (特別休暇) 第10条 条例第15条第6号の人事委員会規則で定める場合は、次の各号に定める場合とし、同号の人事委員会規則で定める期間は、当該各号に定める期間とする。 六 親族の喪に服する場合 別表第5に定める日数以内で必要と認める期間</p> <p>別表第5 (第10条関係)</p> <table border="1" data-bbox="1448 1171 2217 1478"> <thead> <tr> <th>死亡した者</th> <th>日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>父母、配偶者、子</td> <td>7日</td> </tr> <tr> <td>祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母</td> <td>3日</td> </tr> <tr> <td>孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者</td> <td>1日</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 4 遠隔の地に赴く必要がある場合には、実際に要した往復日数を加算することができる。</p>	死亡した者	日数	父母、配偶者、子	7日	祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日	孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日	<p>誤って承認した特別休暇（服喪休暇）については取り消し、年次休暇として処理を行った。 検出事項の原因は、申請者及び直接監督責任者がサービスの取扱いについて誤った認識を持っていたことと、直接監督責任者の確認不足にある。 再発防止に向けて、関係職員に対してサービスに係る申請を適正に行うよう周知を行うとともに、直接監督責任者が承認を行う際はその要件の確認を確実にを行うことによりチェック体制を強化した。 今後は、法令等に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
職員	続柄	葬儀の場所	休暇承認日																
A	配偶者の父 (休暇日数： 3日以内)	千葉県 市川市	令和4年8月29日 から同年9月2日 までの5日間																
死亡した者	日数																		
父母、配偶者、子	7日																		
祖父母、兄弟姉妹、父母の配偶者、配偶者の父母	3日																		
孫、子の配偶者、配偶者の子、祖父母の配偶者、配偶者の祖父母、兄弟姉妹の配偶者、配偶者の兄弟姉妹、おじ又はおば、おじ又はおばの配偶者	1日																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和5年5月30日）